

平成 29 年度から多子世帯、ひとり親世帯等の利用者負担額の負担軽減がさらに拡充されます！

平成 29 年度から国制度改正により、多子世帯、ひとり親世帯等の負担軽減がさらに拡充されることになりました。本市においても、次のとおり負担軽減を実施し、4 月分の利用者負担額から改定しますのでお知らせします。今年度の基準額表は、裏面をご確認ください（ひとり親世帯等の利用者負担額の表が変更になります）。

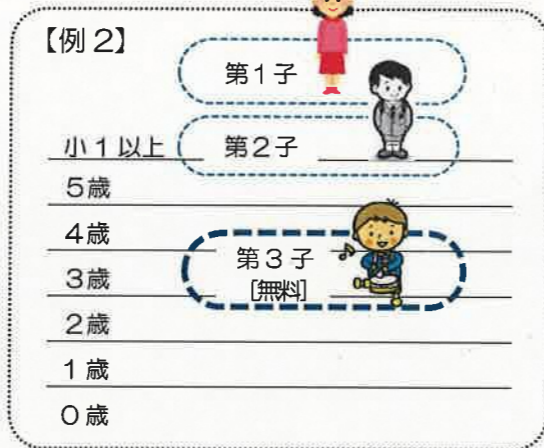
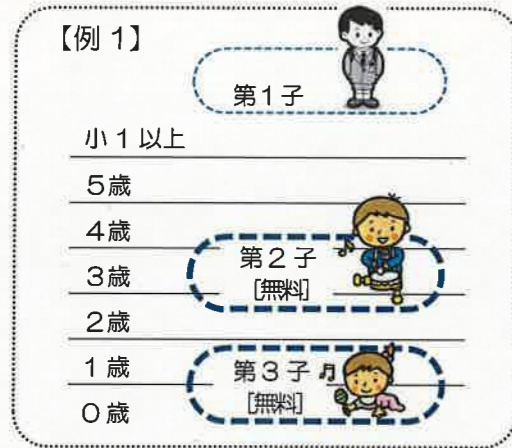
多子世帯の負担軽減内容

これまで多子世帯の負担軽減は、市民税の所得割額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子ども^(※1)から数えて、年齢の高い児童から数えて、第2子半額、第3子以降無料としていました。平成29年4月からは、市民税非課税世帯の第2子は無料となります。

①-1 多子世帯の負担軽減（平成 29 年度より拡充）

今回の改正により、利用者負担額表のうち、第2階層に該当する世帯の第2子以降は、次のとおり負担軽減をします。

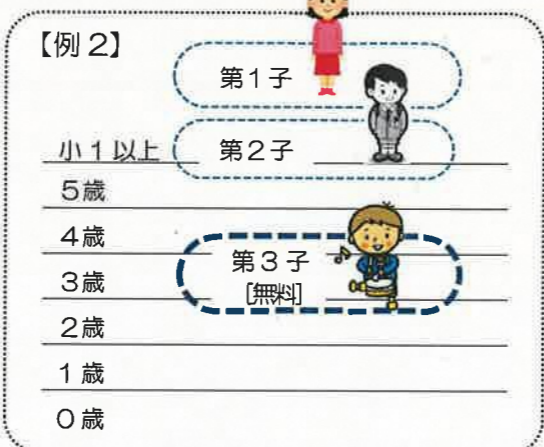
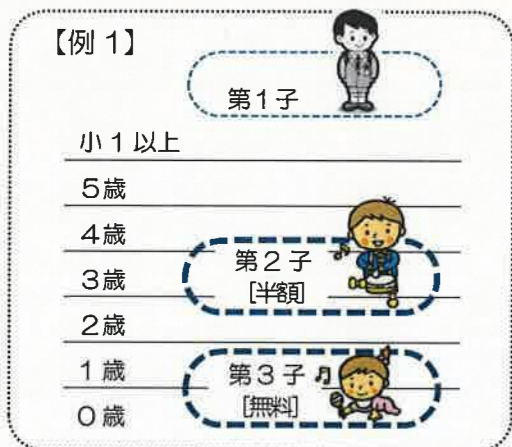
対象となる世帯	利用者負担額
市民税の所得割額が、57,700 円未満（裏面 利用者負担額表の㉞の区分）のうち第2階層に該当する世帯（市民税非課税世帯）	第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもを数えて、第2子の利用者負担額は無料となります。



①-2 多子世帯の負担軽減（平成 28 年度より拡充）

今回の改正により、利用者負担額表のうち、第3階層から第6-1階層に該当する世帯の第2子以降は、次のとおり負担軽減をします。

対象となる世帯	利用者負担額
市民税の所得割額が、57,700 円未満（裏面 利用者負担額表の㉞の区分）のうち第3階層から第6-1階層に該当する世帯	第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもを数えて、第2子の利用者負担額は半額、第3子は無料となります。



※裏面にも重要なお知らせがありますので、必ずお読みください。

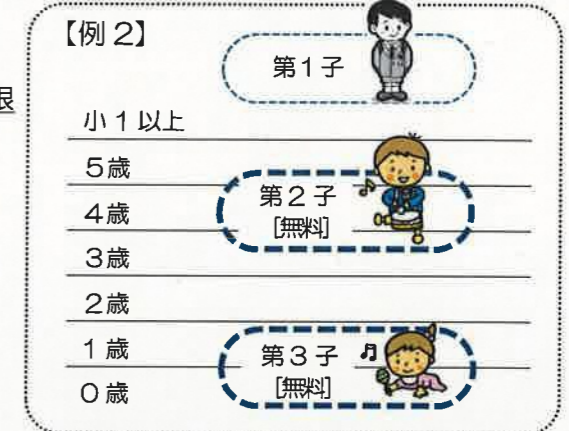
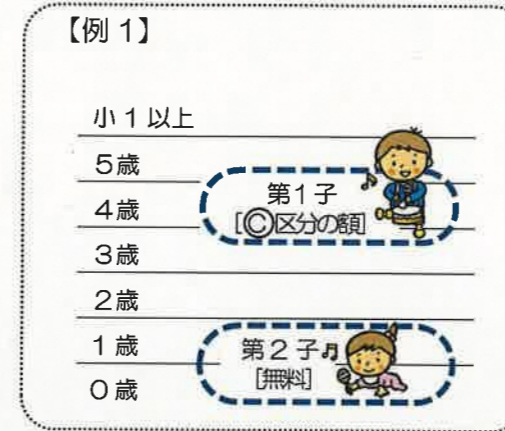
ひとり親世帯等の負担軽減内容

これまでひとり親世帯等の負担軽減は、市民税の所得割額が77,101円未満の世帯については、第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもから数えて、年齢の高い児童から数えて、第2子以降無料としていました。平成29年4月からは、第1子の金額がさらに減免となります。

② ひとり親世帯等の負担軽減（金額の見直し）

今回の改正により、第2階層から第8-1階層に該当する世帯の利用者負担額を次のとおり負担軽減をします。

対象となる世帯	利用者負担額
市民税の所得割額が、77,101 円未満の世帯のひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯（裏面 利用者負担額表の㉞の区分）	第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもを数えて、第1子の利用者負担額を市民税非課税世帯並の金額とし、第2子以降は無料となります。

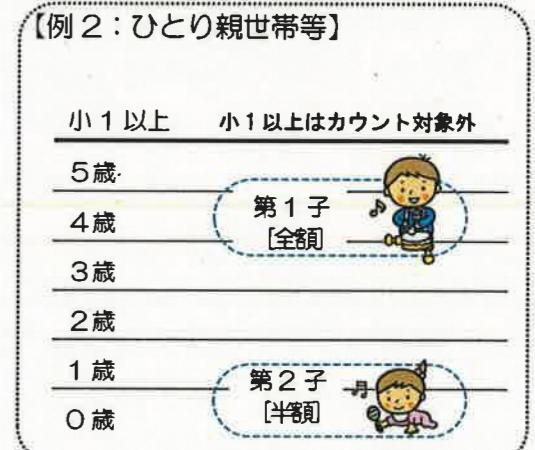
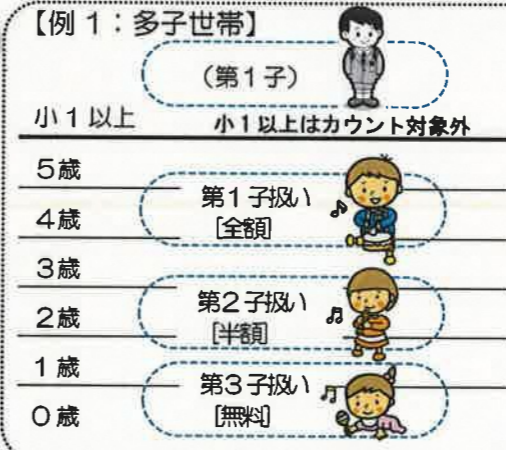


◆その他に①、②以外の世帯で、第1子の年齢に関係なく、保護者と生計を一にする子どもを数えた場合、第3子以降となる0歳～2歳児の利用者負担額を無料とします。（平成28年度より拡充）
（裏面 利用者負担額表の㉞の区分で第3子以降となる場合）

【ご注意ください】

①、②と第3子以降となる0～2歳児の軽減制度に該当しない場合は、現行どおり保育施設等^(※2)に入所している小学校就学前の児童で年齢の高い児童から数えて、第2子半額、第3子以降無料となります。

現行



補足

※1 保護者と生計を一にする子どもとは・・・

①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が成年に達した場合）、③支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属（①②を除く）をいいます。また、生計を一にするとは、一緒に生活している場合や別々に住んでいるが、生活費等の仕送りを行っている場合等のことをいいます。

※2 保育施設等に入所しているとは・・・

保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用していることをいいます。

平成 29 年度 保育認定(2号・3号)の利用者負担額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額 利用者負担額 (円)						
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	Ⓐ 市民税非課税世帯	6,000	5,800	4,000	3,900	4,000	3,900	
第3	均等割のみの世帯	9,500	9,300	7,500	7,300	7,500	7,300	
第4	第1階層を除き、前年度分(9月以降は)の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額が10,000円未満	15,000	14,700	12,000	11,700	12,000	11,700
第5		10,000円以上48,600円未満	17,000	16,700	14,000	13,700	14,000	13,700
第6-1		48,600円以上57,700円未満	20,000	19,600	17,000	16,700	16,000	15,700
第6-2		57,700円以上62,000円未満	20,000	19,600	17,000	16,700	16,000	15,700
第7		62,000円以上74,000円未満	22,000	21,600	19,000	18,600	18,000	17,600
第8-1		74,000円以上77,101円未満	24,000	23,500	21,000	20,600	20,000	19,600
第8-2		77,101円以上86,000円未満	24,000	23,500	21,000	20,600	20,000	19,600
第9		86,000円以上98,000円未満	26,000	25,500	23,000	22,600	22,000	21,600
第10		98,000円以上116,000円未満	28,000	27,500	25,000	24,500	24,000	23,500
第11		116,000円以上135,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	25,500	25,000
第12		135,000円以上153,000円未満	33,000	32,400	29,000	28,500	26,500	26,000
第13		153,000円以上188,000円未満	36,000	35,300	30,000	29,400	27,000	26,500
第14		188,000円以上214,000円未満	39,000	38,300	31,000	30,400	27,500	27,000
第15		214,000円以上256,000円未満	42,000	41,200	32,000	31,400	28,000	27,500
第16		256,000円以上304,000円未満	45,000	44,200	33,000	32,400	29,000	28,500
第17		304,000円以上	48,000	47,100	34,000	33,400	30,000	29,400

ひとり親世帯等の利用者負担額表が変わります！

◆児童の属する世帯がひとり親世帯等(※3)の世帯で、上記の表の第2階層から第8-1階層に認定された場合は、下表の利用者負担額になります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額 利用者負担額 (円)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2	第1階層を除き、前年度分(9月以降は)の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
第3	均等割のみの世帯	1,900	1,800	1,300	1,200	1,300	1,200
第4	所得割の額が10,000円未満	3,300	3,200	2,200	2,100	2,200	2,100
第5	10,000円以上48,600円未満	3,800	3,700	2,500	2,400	2,500	2,400
第6-1	48,600円以上57,700円未満	4,800	4,700	3,200	3,100	3,200	3,100
第6-2	57,700円以上62,000円未満	4,800	4,700	3,200	3,100	3,200	3,100
第7	62,000円以上74,000円未満	5,400	5,300	3,600	3,500	3,600	3,500
第8-1	74,000円以上77,101円未満	6,000	5,800	4,000	3,900	4,000	3,900

■利用者負担額について・・・

- 利用者負担額は、支給認定保護者の市民税額(所得割額と均等割額)の合計額とお子さんの年齢、認定区分により、階層区分に分けて決定します。「家計の主宰者」が祖父等と判断される場合は、その方の市民税額を合算して階層を決定する場合があります。
- 4月～8月分は前年度(平成28年度)市民税額、9月～3月分は当年度(平成29年度)市民税額で決定します。
- 年齢区分は、当該年度の初日の児童の年齢で決定し、その年度中は誕生日が来ても年齢区分は変わりません。
- 市民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の税額控除(調整控除を除く)を控除する前の金額になります。課税された市民税の所得割額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等(※3)とは、次に掲げる世帯のことをいいます。
 - 「ひとり親世帯」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた世帯
- 支給認定保護者の市民税所得割額の合計額が57,700円未満の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降は無料になります。⇒左記表のⒶの区分
ただし、第2階層に該当する世帯で第2子以降は無料になります。⇒左記表のⒶの区分
- ひとり親世帯等の世帯で、支給認定保護者の市民税所得割額の合計額が77,101円未満の場合は、第1子の年齢に関係なく、第2子以降の利用者負担額は無料になります。第1子の利用者負担額を、市民税非課税世帯並の金額まで減額します。⇒左記表のⒸの区分
- 第1子の年齢に関係なく、第3子以降が3歳未満児の場合は、無料になります。⇒左記表のⒸの区分
- 上記6、7、8以外は、保育施設等に入所している小学校就学前の児童のうち、第2子の利用者負担額は半額、第3子以降は無料になります。

※ 部分が平成29年4月より拡充部分です。

【ご注意ください】

多子計算による「半額」とは、兄弟の利用者負担額の半額ではなく、対象児童の利用者負担額の半額になります。



【問い合わせ先】 瀬戸内市 保健福祉部 子育て支援課 児童保育係(ゆめトピア長船内)
8:30~17:15 ☎ 0869-26-5946 (土・日・祝日除く)